

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置。</li> <li>・ 特例措置の内容 以下の施設に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を2年間延長する。 ① 汚水又は廃液処理施設（特例率：1/3）</li> </ul>			
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     地方税法附則第15条、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条                 </div>			
減収見込額	[初年度]      —      ( ▲392 )      [平年度]      —      ( ▲1603 )			
要望理由	<p>(1) 政策目的 公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を設けることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 水質分野においては、以下の通り、水質総量規制、排水規制（暫定排水基準の見直し）、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の平成23年度の環境基準達成率は全体で88.2%に留まっており、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（河川93.0%、海域78.4%、湖沼53.7%）</li> <li>・ 閉鎖性海域については、昭和54年以降の水質総量規制制度による大幅な汚濁負荷量の削減が図られているが、平成23年からは平成26年度を目標とした第7次水質総量規制が実施中であり、引き続き厳しい削減目標が設定されている。</li> <li>・ 暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において15業種中2業種（ほう酸製造業、化学肥料製造業）が平成25年7月に一律排水基準に移行される規制強化が行われる予定であり、また平成25年10月にはりん1業種が一律排水基準へ移行する予定であるなど、今後も1,4-ジオキサン、亜鉛と順次見直しが行われていく予定である。</li> <li>・ 平成23年度に環境基準値が改訂されたカドミウム、平成24年度に環境基準値が制定されたノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）は、平成25年度において排水基準等の検討がなされる見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。</li> <li>・ 平成23年6月に改正された水質汚濁防止法により、事業者には、地下水汚染防止対策のための構造や管理等に係る基準遵守が義務づけられるなど、新たな措置も求められている。</li> </ul>			
本要望に対応する縮減案				

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている（第11条）。</li> <li>・第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている（第3部第2節）。</li> <li>・水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている（第25条）。</li> </ul>
	政策の達成目標	環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全を図り、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	2年間の適用期限の延長を要望。（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	第7次水質総量規制の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、カドミウム、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の排水基準の設定、水質汚濁防止法に基づく地下水汚染防止対策のための構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法に基づく環境基準の達成率について、BOD、COD等の生活環境項目については平成23年度の環境基準達成率は全体で88.2%に留まっており（H21年度：87.6%）、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（H23年度：河川93.0%、海域78.4%、湖沼53.7%、H22年度：河川92.5%、海域78.3%、湖沼53.2%）</li> <li>・水質汚濁防止法に基づく水質総量規制については、昭和54年以降の水質総量規制制度による大幅な汚濁負荷量の削減が図られているが、平成23年からは平成26年度を目標とした第7次水質総量規制が実施中であり、引き続き厳しい削減目標が設定されている。</li> <li>・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において15業種中2業種が平成25年7月に一律排水基準に移行する予定であり、また平成25年10月にはりん1業種が一律排水基準へ移行する予定であるなど、今後も1, 4-ジオキサン、亜鉛と順次見直しが行われていく予定である。</li> <li>・平成23年度に環境基準値が改訂されたカドミウム、平成24年度に環境基準値が制定されたノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）は、平成25年度において排水基準等の検討がなされる見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。</li> <li>・平成23年6月に改正された水質汚濁防止法により、事業者には、地下水汚染防止対策のための構造や管理等に係る基準遵守が義務づけられるなど新たな対策も求められている。</li> </ul>

有効性	要望の措置の適用見込み	平成 21 年度：適用件数 2358 件、取得価額 45261 百万円、減収額 422 百万円 平成 22 年度：適用件数 2294 件、取得価額 30476 百万円、減収額 284 百万円 平成 23 年度：適用件数 7794 件、取得価額 83500 百万円、減収額 779 百万円 平成 24 年度：適用件数 5266 件、取得価額 38738 百万円、減収額 356 百万円 平成 25 年度（見込）：適用件数 5464 件、取得価額 41947 百万円、減収額 392 百万円 （経済産業省調べ）																	
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 23 年度の環境基準達成率は 88.2%となっており（平成 21 年度：87.6%）、水質環境の改善が行われてきた。</li> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成 13 年に合計 56 業種に適用されていたが、平成 25 年 7 月には合計 13 業種へと減少する予定であり、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。</li> <li>・以下の通り、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。  <table border="0"> <tr> <td>東京湾</td> <td>・・・</td> <td>昭和 54 年</td> <td>477 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>183 トン/日</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾</td> <td>・・・</td> <td>昭和 54 年</td> <td>307 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>158 トン/日</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海</td> <td>・・・</td> <td>昭和 54 年</td> <td>1012 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>468 トン/日</td> </tr> </table> </li> <li>・近年の適用件数は毎年 2000 件を超える実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</li> </ul>	東京湾	・・・	昭和 54 年	477 トン/日	平成 21 年	183 トン/日	伊勢湾	・・・	昭和 54 年	307 トン/日	平成 21 年	158 トン/日	瀬戸内海	・・・	昭和 54 年	1012 トン/日	平成 21 年
東京湾	・・・	昭和 54 年	477 トン/日	平成 21 年	183 トン/日														
伊勢湾	・・・	昭和 54 年	307 トン/日	平成 21 年	158 トン/日														
瀬戸内海	・・・	昭和 54 年	1012 トン/日	平成 21 年	468 トン/日														
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業所税の課税標準の特例措置																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<b>【財政投融资】</b> ・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。（貸付限度：中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間：15 年以内）																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<b>【財政投融资】</b> ・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 財政投融资については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。																	
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1960 年代以降、環境規制の整備とともに本制度による公害防止用設備の導入支援を講じてきたことにより、事業者による円滑な法令遵守が促され、環境基準の達成率は大幅に改善されてきたところであるが、特に水質に係る環境基準の達成率は未だ改善の余地があり、環境負荷物質に係る新たな知見等を踏まえた第 7 次水質総量規制の実施、暫定排水規制の見直し、1.4-ジオキサン等の排水基準の設定、改正水濁法に基づく地下水汚染防止対策のための構造等に係る基準遵守義務等、現在も環境規制の強化の動きが続いている。このため、同分野においては引き続き本制度を維持し、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減することにより、事業者の自主的な排水対策の強化を支援していくことが適切である。また、公害防止設備投資は事業者にとっては非収益投資であり、環境対策としての外部経済性を有すること、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っており、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要であることから、事業者の公害防止対策の推進に資する本税制による特例優遇措置は適切であると考えられる。</li> <li>・また、公害防止施設は、その所有者に金銭的余裕があるなど税負担に耐え得ることを意味しない（担税力を表象しない）こと、その所有を通じて、公害防止施設がない場合に自治体が住民に提供する必要に迫られる環境保全サービスを代替していると考えられる（自治体の行政サービスに関する応益原則に馴染まない）ことから、固定資産税の課税対象として適当とは言えないため、少なくとも、現行の課税標準の特例措置を延長することが必要である。</li> </ul>																	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 21 年度：適用件数 2358 件、取得価額 45261 百万円、減収額 422 百万円  平成 22 年度：適用件数 2294 件、取得価額 30476 百万円、減収額 284 百万円  平成 23 年度：適用件数 7794 件、取得価額 83500 百万円、減収額 779 百万円  平成 24 年度：適用件数 5266 件、取得価額 38738 百万円、減収額 356 百万円  平成 25 年度（見込）：適用件数 5464 件、取得価額 41947 百万円、減収額 392 百万円  （経済産業省調べ）</p>															
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(1) 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）  (2) 適用実績： 646,712,528 千円（附則 15 条第 2 項第 1 号～第 5 号）</p>															
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 23 年度の環境基準達成率は 88.2%となっており（平成 21 年度：87.6%）、水質環境の改善が行われてきた。</li> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成 13 年に合計 56 業種に適用されていたが、平成 25 年 7 月には合計 13 業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。</li> <li>・以下の通り、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>東京湾</td> <td>・・・昭和 54 年</td> <td>477 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>183 トン/日</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾</td> <td>・・・昭和 54 年</td> <td>307 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>158 トン/日</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海</td> <td>・・・昭和 54 年</td> <td>1012 トン/日</td> <td>平成 21 年</td> <td>468 トン/日</td> </tr> </table> </li> <li>・近年の適用件数は毎年 2000 件を超える実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</li> </ul>	東京湾	・・・昭和 54 年	477 トン/日	平成 21 年	183 トン/日	伊勢湾	・・・昭和 54 年	307 トン/日	平成 21 年	158 トン/日	瀬戸内海	・・・昭和 54 年	1012 トン/日	平成 21 年	468 トン/日
東京湾	・・・昭和 54 年	477 トン/日	平成 21 年	183 トン/日												
伊勢湾	・・・昭和 54 年	307 トン/日	平成 21 年	158 トン/日												
瀬戸内海	・・・昭和 54 年	1012 トン/日	平成 21 年	468 トン/日												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>公害防止施設の整備を促進し、各環境負荷物質の環境基準達成率の一層の向上を目指す。</p>															
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度の適用件数は 5000 件を超えており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</li> <li>・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については、平成 23 年度の環境基準達成率は 88.2%となっており（平成 21 年度：87.6%）、水質環境の改善が進んでいる。</li> </ul>															
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 35 年度 創設  昭和 51 年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2 年ごとの適用期限の延長を行うようになる  平成 8 年度 非課税から移行（非課税→1/6）  平成 22 年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3）</p>															